

札幌市ウォークアブルビジョン策定検討委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 本委員会は、「(仮称)札幌市ウォークアブルビジョン」の策定に向けて、策定検討に係る学識経験者等との意見交換(懇話会)を目的として設置する。

(所掌事務)

第2条 「(仮称)札幌市ウォークアブルビジョン」について、策定に向けた意見交換を行う。

(組織)

第3条

- 1 委員は、各種都市・交通施策に詳しい学識経験者や、これらに取り組む各種団体等から市長が委嘱するものとする。
- 2 委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、委員の互選により、これを定める。
- 3 委員長は委員会を総括する。
- 4 委員長に事故があるとき又は不在のときは、副委員長が委員長の職務を代理する。
- 5 委員会は、必要に応じて臨時委員を置くことができる。
- 6 臨時委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 7 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、委嘱を解かれるものとする。

(オブザーバー)

第4条 委員会には、オブザーバーを置くことができる。

(任期)

第5条 委員を委嘱した日から令和8年3月27日(金)までとする。

(委員会)

第6条

- 1 委員会は公開とする。
- 2 委員会の内容については、議事録を作成の上、公開する。

(事務局)

第7条

委員会の事務局は札幌市まちづくり政策局政策企画部政策推進課が行う。

(謝 礼)

第8条

委員に対して、検討委員会1回の出席につき謝礼として12,500円を支給する。また、検討委員会に公共交通機関で出席した委員については、交通費を別途支給する。

(その他)

第9条

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は委員の協議により定める。

附 則

この要綱は令和6年5月9日から施行する。